

遊漁者による引縄釣以外の船舶を用いたビワマス遊漁の制限について

●制度（案）概要

- ①平成 30 年 7 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日の間、引縄釣に加えて船舶^{※1}を用いた全てのビワマス遊漁（ジギング、エサ釣り等）を禁止する。
（引縄釣の承認を受けた遊漁船業者は除く。ただし、乗客が持ち帰ることができるビワマスの数は引縄釣と合わせ 1 乗客・1 日あたり 5 尾までとする。）
- ②平成 30 年 12 月以降、引縄釣に加えて遊漁者が行う船舶を用いた全てのビワマス遊漁（ジギング、エサ釣り等）について承認制を導入。
承認期間 プレジャーボート使用者：12 月 1 日～6 月 30 日
遊漁船業者：12 月 1 日～9 月 30 日

※1：動力船の他、カヤック等の無動力船も含む。

○これまでの経緯

- ・ビワマスは漁業者により毎年約 70 万尾の稚魚が放流されており、産卵期を禁漁（10 月～11 月）とすることで資源が維持されています。
- ・遊漁者のビワマス採捕量をビワマス利用可能量以内とするため、琵琶湖海区漁業調整委員会の委員会指示により、H28-29 シーズンから、プレジャーボート使用者については、従来的人数制限を撤廃する代わりに、釣行可能期間を 12 月 1 日から 6 月 30 日までとする期間制限に変更しました。
- ・引縄釣が禁止となった H29 年 7 月以降、引縄釣以外の方法（ジギング）によるビワマス遊漁が確認され、ビワマス資源への影響が懸念されています。

○新しい制度の目的

- ・ビワマス資源を安定的に利用するため、漁獲を確保した上で、漁業と遊漁との調整を図ります。
- ・船舶を用いた全ての遊漁によるビワマス採捕量を利用可能量以内とします。

○新たな制度の導入までの流れ

海区委員会における平成30年7月1日以降の制度（案）の協議



意見募集



意見のとりまとめ、公表



委員会指示の決定、公示



平成30年7月1日以降、新たな制度の導入